○東北地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩手県岩手郡雫石町大字繋第五地割字塩ケ森一九〇番一七四から同町大字繋第五地割字塩ケ森一七五番四まで	前	A 一三・四〇～二四・五二メートル	○・四五五キロメートル	上記A・Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一三・二〇～六二・八九	○・八一四	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号及び二百九十号	村上市仲間町字一枚下り六四五番二から同市仲間町字坂下六一七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月九日

○中国地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	下関市富任町一丁目一〇八三番九から同市安岡駅前二丁目二七番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月九日

○四国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号及び三百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三豊市財田町財田上字阿須波六四六四番二から同市財田町財田上字芋尾六七四六番二まで	前	八・六九～二六・二六メートル	○・三六九キロメートル	
	後	一一・〇一～二八・二八	○・三六九	
三豊市財田町財田上字平池六七八五番一から同市財田町財田上字正宗六八〇番一まで	前	一一・五六～二一・四〇	○・一二九	
	後	一一・五六～二五・七四	○・一二九	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字上原一六〇〇番一から同町大字岩城字上原一六〇七番二まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月九日

○北海道開発局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十七号及び二百三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道虻田郡豊浦町字礼文華二八〇番二から同町字礼文華四一五番五まで	前	三四・四六～四九・六五メートル	○・一九二キロメートル	
	後	三四・四六～五〇・五八	○・一九四	
北海道虻田郡豊浦町字礼文華三六九番一地内	前	三四・三七～五五・〇八	○・一六六	
	後	三九・三一～八三・五八	○・一六八	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道中川郡池田町字豊田四〇番五から同町字豊田二六番三まで	前	一八・一一～一八・一七メートル	○・二一一キロメートル	
	後	一八・一一～一九・〇一	○・二一一	
北海道中川郡池田町字豊田二六番三から同町字豊田番七地先まで	前	一六・七四～一七・四九	○・二九六	
	後	一七・四九～一九・一三	○・二九六	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十三号